



つくばみらい市告示第47号

つくばみらい市認知症カフェ運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市認知症カフェ運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市認知症カフェ運営費補助金交付要綱（平成29年つくばみらい市告示第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

（2） 2か月に1回以上又は年度内6回以上の開催を基本とし、1回当たりの開催時間は2時間以上とすること。

第5条中「10分の10以内の額」を「合計額」に、「につき年度内6万円」を「が開催する会場ごとに1年度あたり2万4千円」に改め、同条ただし書を削る。

第9条中「第8条」を「第7条」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

つくばみらい市認知症カフェ運営費補助金交付要綱(平成29年つくばみらい市告示第25号)新旧対照表

改正案	現行
(補助対象者) 第3条 補助対象者は、市内に住所を有する又は事業所等を設置している社会福祉法人、医療法人等の法人格を有し、医療又は介護の活動実績がある団体等又は市内に所在する地縁団体、NPO法人、市長が認める団体等で、次の各号のいずれにも該当する認知症カフェを市内で運営する団体とする。ただし、認知症カフェの実施について、市から他の補助金等の交付を受けている団体を除く。 (1) (略) (2) <u>2か月以上又は年度内6回以上の開催を基本とし、1回当たりの開催時間は2時間以上とすること。</u> (3)～(8) (略) (補助金の額) 第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額 とし、1補助対象者が開催する会場ごとに1年度あたり2万4千円を限度とする。 (実績報告) 第9条 補助事業者は、補助対象事業終了後30日以内又は第7条の規定によるつくばみらい市認知症カフェ運営費補助金交付決定がなされた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、つくばみらい市認知症カフェ運営費補助金実績報告書(様式第9号)	(補助対象者) 第3条 補助対象者は、市内に住所を有する又は事業所等を設置している社会福祉法人、医療法人等の法人格を有し、医療又は介護の活動実績がある団体等又は市内に所在する地縁団体、NPO法人、市長が認める団体等で、次の各号のいずれにも該当する認知症カフェを市内で運営する団体とする。ただし、認知症カフェの実施について、市から他の補助金等の交付を受けている団体を除く。 (1) (略) (2) <u>月1回以上かつ1回当たり2時間以上の開催ができること。</u> (3)～(8) (略) (補助金の額) 第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、1補助対象者につき年度内6万円 を限度とする。<u>ただし、食糧費に関しては1回の開催につき1千円を限度とする。</u> (実績報告) 第9条 補助事業者は、補助対象事業終了後30日以内又は第8条の規定によるつくばみらい市認知症カフェ運営費補助金交付決定がなされた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、つくばみらい市認知症カフェ運営費補助金実績報告書(様式第9号)

に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1)～(5) (略)

に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1)～(5) (略)